

# Q&A（認可外保育施設等）

## 【無償化全般について】

Q 認可外保育施設の保育料無償化の対象者を教えてください。

A 認可外保育施設等を利用する3～5歳児クラスのお子さんは月額3.7万円まで、0～2歳児クラスの非課税世帯のお子さんは月額4.2万円までの利用料が無償となります。ただし、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認可保育園等を利用している方が認可外保育施設等も利用している場合は、無償化の対象外です。

Q どのような施設が無償化の対象となりますか？

A 認可外保育施設、一時保育、緊急一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。無償化の対象となる施設名は、荒川区のホームページで令和元年9月中旬頃に順次、公表する予定です。認可外保育施設とは、認証保育所、家庭福祉員、ベビーシッター、一般的な認可外保育施設等を指します。

Q 無償化となるために、必要な手続きはありますか？

A 保育の必要性の認定後、施設の利用料はこれまでどおり、お支払いいただきます。その後、所定の様式により区へ利用料の請求をしていただき、区から償還払いします。令和元年度の償還払いは、翌年5月頃を予定しています。必要な手続きは別途お知らせします。

Q 区外の認可外保育施設を利用している場合は、どこへ利用料を請求すればいいですか？

A 居住している自治体へ請求する必要がありますので、区外の認可外保育施設等を利用している場合でも、荒川区へ請求してください。

Q 区外に転出した場合は、どうしたらよいですか？

A 荒川区を転出した場合は、転出先の住所地で新たに無償化の手続きを行ってください。

Q 「保育の必要性の認定」とは何ですか？

A 「保育の必要性の認定」とは、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書など客観的な基準に基づき、保育の必要性があるかどうか認定するものです。保育を必要とする認定事由には、就労、介護、就学、求職活動、疾病・障害、妊娠・出産等があります（詳細は入園案内のp2）。

Q 「保育の必要性の認定」を受けるためには、どこで手続きになりますか？

A 保育課入園相談係が窓口になります。区役所 2 階 1 5 番窓口で支給認定申請書と下記の必要書類をお持ちになってください（受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分）。必要書類は、父母 2 人分が必要です。  
認可保育園等を申し込んでいる方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

< 必要書類 >

保護者の状況	必要書類	備考
就労中	勤務(内定)証明書 DL	・勤務先での証明が必要です。 ・自営業の方、親族が経営している会社にお勤めの方は勤務(内定)証明書の両面を記入のうえ、事業内容が確認できる書類を添付してください。 （例）営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、申告書等の写し ・就労(内定)証明書部分(中段～下段)は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。
上記で、育児休業中	上記に加え、 育児休業給付金支給決定通知書の写し(注)	送付された分のうち、いずれか1部でかまいません。 ※申請中等で通知書が発行されていない場合は「雇用保険被保険者証」、「育児休業給付金支給申請書」などの写しをご提出ください。
就労内定	勤務(内定)証明書 DL	内定先での証明が必要です。
求職中	求職活動状況申告書 DL	勤務が決まり次第、勤務(内定)証明書を提出してください。
就学・技能習得	在学証明書・時間割等	
出産を予定している	母子手帳の写し	出産予定日の記載のある部分
保護者が病気、または精神疾患	医師の診断書 DL	荒川区指定の様式をご用意ください。
保護者が心身障がい等	障害者手帳等の写し	
保護者が介護をしている	介護に関する申立書 DL 被介護者の診断書等	介護に関する申立書は、荒川区指定の様式をご用意ください。

・その他、必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

・上記書類については、直近の情報で確認させていただく必要があるため、利用を希望される月の2か月程度前から準備していただきますよう、お願いします。また、再申込みをされる場合は、改めて提出が必要になります。

・DL マークのあるものはあらかじめ子育て応援サイト内の該当ページ  
([http://www.city.arkawa.tokyo.jp/kosodate/hoiku\\_takuji/shiritsu/mushouka.html](http://www.city.arkawa.tokyo.jp/kosodate/hoiku_takuji/shiritsu/mushouka.html))  
からダウンロードできます。

Q 企業主導型保育事業も無償化の対象となりますか？

A 企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化の対象となります。詳細は各保育所にご確認ください。

Q ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の無償化の対象事業は何でしょうか？

A ファミリー・サポート・センター事業は認可保育園等を利用できていない方への代替措置になりますので、原則は「預かり」が無償化の対象となります。「預かり」と併用される「送迎」については、「預かりと一体的に行われることから無償化の対象となります。「送迎」のみの利用は無償化の対象外です。

Q 認可外保育施設等と幼稚園を併用した場合はどうなるのでしょうか？

A 一定の要件を満たしている場合、無償化の対象となります。  
具体的には、幼稚園が提供する預かり保育が 教育時間を含む平日の預かり保育の提供が8時間未満または 年間開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、預かり保育に係る上限額（月1.13万円）から預かり保育に係る実際の支給額を引いた残りの額を上限として認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

Q 区外の認可外保育施設等を利用して、無償化の対象になるのでしょうか？

A 保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用している場合は、区外の認可外保育施設等であっても、無償化の対象となります。なお、無償化の対象となる施設かは、所在の自治体に確認願います。

Q 認可外保育施設等を利用して無償化となるためには、認可保育園等を申し込んでいることが条件になるのでしょうか。

A 基本的には認可保育園に入れなかった場合の代替措置として、認可外保育施設を利用していることから、認可保育園等を申し込んでいることが必要です。  
しかし、就労状況等によって、認可保育園等を申し込まずに認可外保育施設等を利用していることも想定できることから、認可保育園等を申し込まなかった方についても無償化の対象となります。  
ただし、認可保育園等を申し込んでいない理由を書面で提出いただく必要があります。

## 【一時保育】

Q 一時保育を利用する際は、どのような手続きが必要ですか？

A まず、「保育の必要性の認定」が必要になりますので、保育課入園相談係（区役所2階15番窓口）へ申請を行ってください。保育の必要性の認定後、無償化の対象となります。  
一時保育の利用後、利用料はこれまでどおりお支払いいただきます。お支払い後、所定の手続きにより区へ利用料の請求をしていただき、区から償還払いします。令和元年度の償還払いは、翌年5月頃を予定しています。

Q 給食費を支払う必要はありますか？

A 給食費（おやつ、飲み物含む）は利用料に含まれています。食事の提供を受けなかった場合は、その費用（300円）を除いた額をお支払いいただくこととなります。  
（例）4時間利用の場合：食事あり 2,000円  
食事なし 2,000円 - 300円 = 1,700円

Q 兄弟姉妹が同時に一時保育を利用した場合の利用料はどうなりますか？

A 食事の提供を受けた場合は、兄弟姉妹ともにその費用をお支払いいただきます。下の子については、利用料が半額となります。なお、食事の提供を受けなかった場合は、利用料の半額分から給食費を除きます。  
（例）4時間利用の場合：食事あり 上の子 2,000円  
下の子 2,000円 / 2 = 1,000円  
食事なし 上の子 2,000円 - 300円 = 1,700円  
下の子 2,000円 / 2 - 300円 = 700円

## 【病児・病後児保育】

Q 病児・病後児保育を利用する際は、どのような手続きが必要ですか？

A まず、「保育の必要性の認定」が必要になりますので、保育課入園相談係（区役所2階15番窓口）へ申請を行ってください。保育の必要性の認定後、無償化の対象となります。一時保育の利用後、利用料はこれまでどおりお支払いいただきます。お支払い後、所定の手続きにより区へ利用料の請求をしていただき、区から償還払いします。令和元年度の償還払いは、翌年5月頃を予定しています。必要な手続きは、別途お知らせします。

Q 給食費を支払う必要はありますか？

A 無償化の対象は保育料のみになりますので、食事にかかる費用（300円）はお支払頂きます。

## 【緊急一時保育】

Q 緊急一時保育を利用した場合は無償化の対象ですか？

A 緊急一時保育の利用料も無償化の対象です。3～5歳児クラスのお子さんは月額3.7万円まで、0～2歳児クラスのお子さんで非課税世帯の場合は月額4.2万円までの利用料が無償化となります。幼稚園に通園している場合は、無償化の対象外となります。ただし、利用月ごとに区から請求する利用料を一度お支払いいただいた後に、所定の手続きにより、区へ利用料を請求していただき、区から償還払いします。令和元年度の償還払いは翌年5月頃を予定しています。なお、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、緊急一時保育を申し込む際に、併せて申請をしていただく必要があります。

Q 「保育の必要性の認定」とは何ですか？

A 「保育の必要性の認定」とは、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書など客観的な基準に基づき、保育の必要性があるかどうか認定するものです。保育を必要とする認定事由には、就労、介護、就学、求職活動、疾病・障害、妊娠・出産等があります（詳細は入園案内のp2）。

Q 時間を延長した場合はどうなりますか？

A 緊急一時保育料の無償化は、9時～17時までの保育時間の利用料が対象となります。この時間を越えた分の利用料については、30分につき150円をご負担していただくこととなります。

Q 里帰り出産による利用でも無償化の対象ですか？

A 里帰り出産を要件とする利用の場合、無償化の対象事業となりますが、保育の必要性の認定等を確認する必要があるため、緊急一時保育を申し込む前に居住する自治体へご相談ください。

Q 他の事業と併用はできますか。

A 認可外保育施設等のサービスの中での併用は可能です。対象となる施設・事業は、認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター事業です。認可外保育施設：認可外保育施設とは、認証保育所、家庭福祉員、ベビーシッター、一般的な認可外保育施設等を指します。